

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月13日
【四半期会計期間】	第27期第1四半期（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）
【会社名】	株式会社ひらまつ
【英訳名】	Hiramatsu Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平松 博利
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目17番3号
【電話番号】	03（5793）8811
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員管理本部長 服部 亮人
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目17番3号
【電話番号】	03（5793）8811
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員管理本部長 服部 亮人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第27期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第26期
会計期間	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成19年 10月1日 至平成20年 9月30日
売上高(千円)	2,962,072	9,867,521
経常利益(千円)	449,640	672,784
四半期(当期)純利益(千円)	258,203	301,810
純資産額(千円)	3,379,228	3,295,424
総資産額(千円)	8,354,613	7,897,059
1株当たり純資産額(円)	45,095.43	43,090.29
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	3,423.69	3,983.35
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-
自己資本比率(%)	40.0	41.3
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	13,899	710,326
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	20,516	455,362
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	272,046	676,327
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	1,230,309	974,872
従業員数(人)	552	535

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が無い
ため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	552	(67)
---------	-----	------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、に当第1四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	546	(67)
---------	-----	------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、に当第1四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産の状況

連結財務諸表提出会社及び関係会社において、該当事項はありません。

(2) 受注の状況

連結財務諸表提出会社及び関係会社において、該当事項はありません。

(3) 販売の状況

当第1四半期連結会計期間の収入実績を事業部別に示すと、次のとおりであります。

事業部名	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
フランス料理事業本部	1,849,753	104.8
イタリア料理等事業本部	1,112,318	103.7
合計	2,962,072	104.4

(注) 1. 「フランス料理事業本部」は以下の店舗について記載しております。

- 「レストランひらまつ」
- 「レストランひらまつ 博多」
- 「レストランひらまつ パリ」
- 「レストランひらまつ レゼルヴ」
- 「ル・バエレンタル」
- 「サンス・エ・サヴール」
- 「ブラスリー ポール・ボキューズ ミュゼ(サロン・ド・テ ロンド、カフェ コキュー、カフェテリア カレを含む)」
- 「オーベルジュ・ド・リル ナゴヤ」
- 「メゾン ポール・ボキューズ」
- 「ブラスリー ポール・ボキューズ 銀座」
- 「ブラスリー ポール・ボキューズ 大丸東京」
- 「オーベルジュ・ド・リル トーキョー」
- 「キャヴ・ド・ポール・ボキューズ」
- 「ブラスリー ポール・ボキューズ ラ・メゾン(平成20年11月開店)」

2. 「イタリア料理等事業本部」は以下の店舗について記載しております。

- 「リストランテ アソ(カフェ・ミケランジェロを含む)」
- 「アルジェントASO」
- 「代官山ASO チェレステ 二子玉川店」
- 「代官山ASO チェレステ 日本橋店」
- 「ポタニカ」
- 「アイコニック」

3. 上記の収入実績(合計)に対する婚礼営業の構成比は、46.1%であります。

4. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第1四半期連結会計期間（平成20年10月1日～平成20年12月31日）における我が国の経済は、米国のサブプライムローンに端を発した世界的な金融危機の拡大が实体经济に大きく影響を及ぼし、株価の下落や急激な円高の進行などから輸出産業を中心に企業収益は急速に悪化し、企業倒産の増加や雇用不安の増大等、景気後退が加速し極めて深刻な状況となっています。

レストラン業界における顧客の消費動向は、このような経済状況により、より価格に対する価値が明確で安心感のあるレストランに集約される傾向にあり、ブランドを確立している当社グループの各レストランにおいてはむしろ「追い風」の状況であります。

このような状況の中、「強いレストラン群の構築」を目指し、各店の業績を安定させ継続的な発展を図るため、各種施策を実施してまいりました。特にレストランにおいて大きな集客機会である婚礼施策におきましては、前連結会計年度から引き続き「レストランウエディングの原点啓蒙」や「トリニティウエディング」、「ファミリーウエディング」などの「新スタイル提案」等を推進した結果、婚礼の売上高は前年同期比28.8%増、婚礼実施件数は前年同期比33.0%増となりました。その他施策につきましても、前述の「追い風」の状況の中、順調に推移しております。

これらの結果、売上高2,962百万円（前年同期比4.4%増、当初予想比3.8%増）、営業利益450百万円（同4.1%増、22.4%増）、経常利益449百万円（同1.8%増、24.8%増）、当期純利益258百万円（同6.1%減、56.9%増）となり当初予想を上回る成績を収めることが出来ました。

尚、当第1四半期連結会計期間におきまして、平成20年12月31日に閉店した「ヌードルワークショップ」の撤退費用等を特別損失として26百万円計上しております。

前年同期比は参考として記載しております。

（2）キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における連結ベースでの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前年同期末に比べ30百万円減少し、1,230百万円となりました。当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況と、それらの要因は次のとおりであります。

< 営業活動によるキャッシュ・フロー >

営業活動の結果、獲得した資金は13百万円（前年同期は47百万円の収入）となりました。

これは主に、税金等調整前四半期純利益が423百万円（同444百万円）となった一方で、たな卸資産の増加による支出が147百万円（同8百万円）となったこと、及び法人税等の支払額が261百万円（同155百万円）となったことによるものであります。

< 投資活動によるキャッシュ・フロー >

投資活動の結果、支出した資金は20百万円（前年同期は118百万円の支出）となりました。

これは主に、定期預金の払戻しによる収入が100百万円（同0百万円）となったこと、及び新店の固定資産取得による支出が116百万円（同112百万円）となったことによるものであります。

< 財務活動によるキャッシュ・フロー >

財務活動の結果、獲得した資金は272百万円（前年同期は62百万円の支出）となりました。

これは主に、金融機関からの借入による収入が400百万円（前年同期は20百万円の支出）となった一方で、自己株式の取得による支出が92百万円（同0百万円）となったこと、及び配当金の支払額が34百万円となったことによるものであります。

（3）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

（4）研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

重要な設備の新設等

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除去等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000
計	300,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	75,768	75,768	東京証券取引所 市場第二部	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株制度は採用しておりません。
計	75,768	75,768	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

平成16年12月27日株主総会の特別決議日に基づき平成17年9月1日発行	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	710(注)1.
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度は採用しておりません
新株予約権の目的となる株式の数(株)	710
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権1個当たり77,773 (1株につき77,773)(注)3.
新株予約権の行使期間	自平成19年12月28日 至平成26年12月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 77,773 資本組入額 38,887
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の又は当社子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、関係会社への出向、又は定年退職等当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 新株予約権者が新株予約権の権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、当該新株予約権を行使することができる。 その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. なお、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に株式数の調整を行う。

2. 発行する新株予約権の総数は1,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、(注)1.に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

3. 新株予約権発行日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、上記行使価額は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数については切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日以降、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く)、上記行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数については切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行う。

平成17年12月27日株主総会の特別決議日に基づき平成18年12月15日発行	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,540(注)1.
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度は採用していません
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,540
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権1個当たり64,709 (1株につき64,709)(注)3.
新株予約権の行使期間	自平成20年12月28日 至平成27年12月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 64,709 資本組入額 32,355
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の又は当社子会社の役員又は従業員(他社に出向している従業員を含む。)又は当社の協力取引先あるいは当該協力会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、関係会社への出向、又は定年退職等当社取締役会が正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。 新株予約権者が新株予約権の権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、当該新株予約権を行使することができる。 その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. なお、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に株式数の調整を行う。

2. 発行する新株予約権の総数は2,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、(注)1.に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

3. 新株予約権発行日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、上記行使価額は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数については切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日以降、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く)、上記行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数については切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行う。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成20年10月1日～平成20年12月31日	-	75,768	-	974,715	-	765,925

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期連結会計期間において、大株主の異動は把握していません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期連結会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないため、直前の基準日(平成20年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 75,768	75,768	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株制度は採用していません。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	75,768	-	-
総株主の議決権	-	75,768	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数3個が含まれております。

【自己株式等】

前連結会計年度末においては自己株式の所有はありませんでしたが、当第1四半期連結会計期間末日現在1,603株の自己株式を所有しております。なお、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は2.12%であります。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 10月	11月	12月
最高(円)	56,800	53,400	61,600
最低(円)	38,500	43,450	51,500

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,260,309	1,104,872
売掛金	444,252	354,318
原材料	903,427	764,937
貯蔵品	38,111	36,280
繰延税金資産	46,940	59,324
その他	180,607	158,035
貸倒引当金	1,636	1,935
流動資産合計	2,872,012	2,475,833
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	3,680,554	3,556,730
減価償却累計額	431,970	404,975
建物及び構築物(純額)	3,248,583	3,151,754
機械装置及び運搬具	51,837	52,454
減価償却累計額	48,022	47,850
機械装置及び運搬具(純額)	3,814	4,604
工具、器具及び備品	1,252,428	1,229,698
減価償却累計額	780,303	757,780
工具、器具及び備品(純額)	472,124	471,917
リース資産	33,100	-
減価償却累計額	1,103	-
リース資産(純額)	31,996	-
土地	299,273	299,273
建設仮勘定	-	53,690
有形固定資産合計	4,055,793	3,981,241
無形固定資産		
のれん	283,408	302,302
その他	17,588	18,817
無形固定資産合計	300,996	321,119
投資その他の資産		
投資有価証券	1,566	1,642
繰延税金資産	83,590	80,719
敷金及び保証金	908,435	905,405
その他	153,172	151,961
貸倒引当金	20,953	20,863
投資その他の資産合計	1,125,810	1,118,864
固定資産合計	5,482,601	5,421,225
資産合計	8,354,613	7,897,059

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	805,125	646,454
短期借入金	1,300,000	900,000
1年内償還予定の社債	28,000	28,000
1年内返済予定の長期借入金	94,332	94,332
未払金	127,712	152,447
未払費用	303,117	221,833
未払法人税等	164,000	277,000
未払消費税等	52,718	118,422
前受金	242,626	363,770
その他	128,105	93,713
流動負債合計	3,245,737	2,895,973
固定負債		
社債	314,000	314,000
長期借入金	1,371,336	1,371,336
リース債務	25,674	-
その他	18,636	20,325
固定負債合計	1,729,647	1,705,661
負債合計	4,975,385	4,601,635
純資産の部		
株主資本		
資本金	974,715	974,715
資本剰余金	765,925	765,925
利益剰余金	1,590,836	1,392,944
自己株式	92,565	-
株主資本合計	3,238,911	3,133,584
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	45	-
為替換算調整勘定	105,636	131,280
評価・換算差額等合計	105,591	131,280
新株予約権	34,726	30,558
純資産合計	3,379,228	3,295,424
負債純資産合計	8,354,613	7,897,059

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第 1 四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年10月 1 日 至 平成20年12月31日)
売上高	2,962,072
売上原価	1,335,468
売上総利益	1,626,603
販売費及び一般管理費	1,175,680
営業利益	450,923
営業外収益	
受取利息	407
為替差益	714
協賛金収入	2,613
その他	4,327
営業外収益合計	8,063
営業外費用	
支払利息	9,336
その他	9
営業外費用合計	9,346
経常利益	449,640
特別損失	
店舗閉鎖損失	26,380
特別損失合計	26,380
税金等調整前四半期純利益	423,260
法人税、住民税及び事業税	155,513
法人税等調整額	9,543
法人税等合計	165,057
四半期純利益	258,203

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間
(自平成20年10月1日
至平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	423,260
減価償却費	67,179
のれん償却額	18,893
貸倒引当金の増減額(は減少)	209
受取利息及び受取配当金	407
支払利息	9,336
株式報酬費用	4,167
店舗閉鎖損失	26,380
売上債権の増減額(は増加)	96,511
たな卸資産の増減額(は増加)	147,045
その他の流動資産の増減額(は増加)	35,569
仕入債務の増減額(は減少)	167,628
未払金の増減額(は減少)	37,771
未払費用の増減額(は減少)	50,694
未払法人税等(外形標準課税)の増減額(は減少)	6,600
未払消費税等の増減額(は減少)	64,020
前受金の増減額(は減少)	121,144
その他の固定資産の増減額(は増加)	1,563
その他	21,630
小計	278,330
利息及び配当金の受取額	407
利息の支払額	2,924
法人税等の支払額	261,913
営業活動によるキャッシュ・フロー	13,899
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の払戻による収入	100,000
有形及び無形固定資産の取得による支出	116,426
敷金及び保証金の差入による支出	4,402
貸付金の回収による収入	312
投資活動によるキャッシュ・フロー	20,516
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	400,000
ファイナンス・リース債務の返済による支出	1,049
自己株式の取得による支出	92,565
配当金の支払額	34,338
財務活動によるキャッシュ・フロー	272,046
現金及び現金同等物に係る換算差額	9,992
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	255,437
現金及び現金同等物の期首残高	974,872
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,230,309

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)</p>
<p>会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、評価基準については原価法から原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に変更しております。 なお、この変更による営業損益、経常損益及び税金等調整前四半期純損益に与える影響はありません。</p> <p>(2) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しておりますが、営業損益、経常損益及び税金等調整前四半期純損益に与える影響は軽微であります。</p>

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
	(3)「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取り扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)を適用しております。 なお、これによる営業損益、経常損益及び税金等調整前四半期純損益に与える影響はありません。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1. たな卸資産の評価方法	たな卸資産の簿価切り下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切り下げを行う方法によっております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している固定資産の減価償却費については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定しております。
3. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度末において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用する方法により算定しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年9月30日)
<p>1 代預託契約</p> <p>平成14年8月21日付で当社は一部の店舗の敷金200,000千円について金融機関及び貸主との間で代預託契約を結んでおります。 当該契約に基づき、金融機関は平成14年9月27日付で貸主に対して敷金相当額200,000千円を当社に代わって預託しております。 当該契約期間は平成29年8月31日までとなっております。ただし、5年ごとの見直し条項が付されております。</p> <p>平成15年4月1日付で当社は一部の店舗の敷金69,967千円について金融機関及び貸主との間で代預託契約を結んでおります。 当該契約に基づき、金融機関は平成15年4月1日付で貸主に対して敷金相当額69,967千円を当社に代わって預託しております。 当該契約期間は平成25年9月30日までとなっております。ただし、3年ごとの見直し条項が付されております。</p> <p>平成18年9月29日付で当社は一部の店舗の敷金48,969千円について金融機関及び貸主との間で代預託契約を結んでおります。 当該契約に基づき、金融機関は平成18年9月29日付で貸主に対して敷金相当額48,969千円を当社に代わって預託しております。 当該契約期間は平成29年2月28日までとなっております。ただし、平成24年2月28日付の見直し条項が付されております。</p> <p>平成19年8月10日付で当社は一部の店舗の敷金56,193千円について金融機関及び貸主との間で代預託契約を結んでおります。 当該契約に基づき、金融機関は平成19年8月10日付で貸主に対して敷金相当額56,193千円を当社に代わって預託しております。 当該契約期間は平成29年8月31日までとなっております。ただし、平成24年7月31日付の見直し条項が付されております。</p>	<p>1 代預託契約</p> <p>平成14年8月21日付で当社は一部の店舗の敷金200,000千円について金融機関及び貸主との間で代預託契約を結んでおります。 当該契約に基づき、金融機関は平成14年9月27日付で貸主に対して敷金相当額200,000千円を当社に代わって預託しております。 当該契約期間は平成29年8月31日までとなっております。ただし、5年ごとの見直し条項が付されております。</p> <p>平成15年4月1日付で当社は一部の店舗の敷金69,967千円について金融機関及び貸主との間で代預託契約を結んでおります。 当該契約に基づき、金融機関は平成15年4月1日付で貸主に対して敷金相当額69,967千円を当社に代わって預託しております。 当該契約期間は平成25年9月30日までとなっております。ただし、3年ごとの見直し条項が付されております。</p> <p>平成18年9月29日付で当社は一部の店舗の敷金48,969千円について金融機関及び貸主との間で代預託契約を結んでおります。 当該契約に基づき、金融機関は平成18年9月29日付で貸主に対して敷金相当額48,969千円を当社に代わって預託しております。 当該契約期間は平成29年2月28日までとなっております。ただし、平成24年2月28日付の見直し条項が付されております。</p> <p>平成19年8月10日付で当社は一部の店舗の敷金56,193千円について金融機関及び貸主との間で代預託契約を結んでおります。 当該契約に基づき、金融機関は平成19年8月10日付で貸主に対して敷金相当額56,193千円を当社に代わって預託しております。 当該契約期間は平成29年8月31日までとなっております。ただし、平成24年7月31日付の見直し条項が付されております。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
従業員給与手当	338,619千円
地代家賃	270,690

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在)	
	(千円)
現金及び預金勘定	1,260,309
預入期間が3か月を超える定期預金	30,000
現金及び現金同等物	1,230,309

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 75,768株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,603株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 34,726千円

4. 配当に関する事項

配当支払金

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年12月26日 定時株主総会	普通株式	60,311	796	平成20年9月30日	平成20年12月29日	利益剰余金

5. 株主資本の金額の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末と比較して著しい変動はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

当社グループは、料理飲食店として同一セグメントの事業を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

日本の売上高の金額は、全セグメントの売上高の合計額に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

海外売上高は連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(有価証券関係)

その他有価証券で時価のあるものが、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動がないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)		前連結会計年度末 (平成20年9月30日)	
1株当たり純資産額	45,095.43円	1株当たり純資産額	43,090.29円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	3,423.69円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(千円)	258,203
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	258,203
期中平均株式数(株)	75,417
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(百万円)	-
普通株式増加数(株)	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をしておりますが、当第1四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動がないため記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月13日

株式会社ひらまつ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡村 俊克 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 沼田 徹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保 英治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ひらまつの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ひらまつ及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。